

静岡県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

静岡県議会議長 中 沢 公 彦

静岡県議会規則第1号

静岡県議会会議規則の一部を改正する規則

静岡県議会会議規則（昭和31年静岡県議会規則）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(会議時間)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、異議があるときは、討論を用いないで会議には<u>か</u><u>つ</u><u>て</u>決める。</p> <p>3 (略)</p> <p>(出席催告)</p> <p>第13条 地方自治法第113条の規定による出席催告の方法は、議事堂に現在する議員又は議員の住所（第3条の規定による届出をした者にあつては、当該届出の宿所又は連絡所）に文書又は口頭をもつて行う。</p> <p>(開票及び投票の効力)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 前項の立会人は、議長が、議員の中から会議には<u>か</u><u>つ</u><u>て</u>指名する。</p> <p>3 (略)</p> <p>第11章 辞職 (議員の辞職)</p>	<p>(会議時間)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 議長は、必要があると認めるときは、<u>会議に宣告することにより</u>、会議時間を変更することができる。ただし、異議があるときは、討論を用いないで会議に<u>諮</u><u>つ</u><u>て</u>決める。</p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、議員に通知することにより、会議時間を変更することができる。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>(出席催告)</p> <p>第13条 地方自治法<u>（昭和22年法律第67号）</u>第113条の規定による出席催告の方法は、議事堂に現在する議員又は議員の住所（第3条の規定による届出をした者にあつては、当該届出の宿所又は連絡所）に文書又は口頭をもつて行う。</p> <p>(開票及び投票の効力)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 前項の立会人は、議長が、議員の中から会議に<u>諮</u><u>つ</u><u>て</u>指名する。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>投票の効力に係る地方自治法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。</u></p> <p>第11章 辞職等 (議員の辞職)</p>

第80条 (略)

第12章 規律

(品位の尊重)

第81条 (略)

(携帯品)

第82条 議場に入る者は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

(議員の派遣)

第101条 (略)

第17章 補則

第80条 (略)

(資格決定の通知)

第80条の2 地方自治法第127条第3項において準用する同法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第12章 規律

(品位の尊重)

第81条 (略)

(携帯品等)

第82条 議場に入る者は、議会にふさわしい服装をするとともに、会議への出席に必要と認められない物を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

(議員の派遣)

第101条 (略)

第17章 補則

(電子情報処理組織による通知等)

第101条の2 議会又は議長若しくは委員長(以下この条及び次条第1項において「議会等」という。)に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物(次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。)により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長の定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織(議会等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。)とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定に

において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長の定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第20条、第35条第3項、第72条第1項、第73条第1項及び第96条の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を發した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う

通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長の定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第101条の3 この規則の規定（第25条第1項（第67条第2項において準用する場合をむ。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長の定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

<p>(会議規則の疑義)</p> <p>第102条 (略)</p>	<p><u>2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。</u></p> <p>(会議規則の疑義)</p> <p>第102条 (略)</p>
-----------------------------------	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。